

② 危険源にカバーをする、手が入らないようにする。

③ カバーにインターロックをかける。

④ 非常停止装置をつける。

⑤ 以下は保護方策として考えない。

－「危険」、「注意」の表示をする

－教育をする

インターロック他の安全防護措置で機能・性能低下を生ずる場合には、定期点検を安全マニュアルに記載し、実行管理する。

2.2 リスクアセスメント手法の概要：

(1) リスクアセスメント規定の手法概要

リスクアセスメント手法は、中央労働災害防止協会主催の講習会で講義された内容に準じたものである。すなわち、

① 使用状況の想定

② 危険源の同定

－ J I S B 9 7 0 2 : 2 0 0 0 の付属書 A を参照して危険源を同定する。

③ リスクの見積り・評価

－マトリクス法によりリスクを見積もる

		被害の可能性				
		可能性が 高い	可能性が ある	可能性が 低い	ほとんど ない	
		F 2		F 1		
危険源にさらされる頻度						
被害を回避できる可能性		P 2	P 1	P 2	P 1	
被害の 大きさ	重大災害	S 4	V	V	IV	III
	重傷	S 3	V	IV	III	III
	軽症	S 2	IV	III	II	II
	すり傷災害	S 1	III	II	II	I

④ 保護方策の実施

－下記の基準表を参考に、リスクレベルに応じた保護方策を選定し、実施する